

答 申 の 概 要

件 名	自己の子のいじめについて実施機関が作成した調査文書等の訂正請求に係る決定処分に対する審査請求		
本件保有個人情報	資料① 「いじめの防止等対策推進委員会」で使用された会議資料 資料② 「いじめの防止等対策推進委員会」会議資料作成用資料		
主 な 不 訂 正 理 由	請求A～E、G：訂正請求に理由があるとは認められない。 請求F：訂正請求の理由は認められるものの、実施機関に、審査請求人の訂正請求に応じる義務があるとは認められない。		
実 施 機 関	静岡県教育委員会		
諮 問 年 月 日	令和6年1月4日	答 申 年 月 日	令和6年10月17日
主 な 論 点	1 審査請求人が訂正を求めている情報が、訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められるか。 2 実施機関に、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第92条に基づく訂正義務があると認められるか。		

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、結論において妥当である。

審査会の判断

本件訂正請求は、別記1に掲げる本件保有個人情報について、別記2に掲げる内容の訂正を求めるものであるが、実施機関は不訂正とする本件処分を行った。これに対して、審査請求人は本件処分の取消しを求めているが、実施機関は本件処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、法第92条に基づく本件保有個人情報の訂正義務の有無について検討する。

なお、本件保有個人情報は、本件訂正請求を受けて実施した事実調査を踏まえ、実施機関の職権により別記3のとおり訂正が行われ、訂正の内容は本件処分と同日付けで審査請求人に通知されている。審査請求人はその審査請求書で、本件処分のほか職権による訂正内容についても言及しているが、本件審査請求は法第90条第1項の規定により行われた請求に対する本件処分について争うものであるところ、法第90条第1項は、同項第1号及び第2号に掲げるもの（開示決定を経て開示された保有個人情報）に限り訂正を求める権利を認めていることから、当審査会では、同項第1号に規定される「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」である、職権による訂正が行われる前の文書について検討する。

(i) 審査請求人は、別記2表中の、学校が作成した文書のうち、請求A、C、F及びGに係る記述の削除、請求Dに係る記述の訂正、請求Eに係る記述の訂正及び追加、請求Bに係る記述の訂正又は削除を求めている。

ア 訂正請求対象情報について

法第90条第1項は、「何人も、自己を本人とする保有個人情報（略）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長等に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。後略）を請求することができる。」と定めている。

法第90条第1項にいう「事実」とは、評価・判断には及ばないものがこれに当たると解されている。本件訂正対象情報は、本人に関するいじめ事案等の状況を本人その他の関係者の申立てや学校の聞き取りに基づき記載したものであることから、評価・判断に及ばない客観的に正誤を判定できる事項であるといえ、法第90条第1項の規定に基づく訂正請求の対象である「事実」に該当すると認められる。

イ 訂正理由の有無について

法第92条にいう「理由があると認めるとき」とは、当該訂正請求に、訂正を行うに足る正当な理由がある場合をいう。訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠で当該部分の表記が事実でない判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているか等の、請求を受けた実施機関が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足りる内容を、実施機関に対して自ら根拠を示して、明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、訂正請求を行う者から明確かつ具体的な主張若しくは根拠の提示がない場合、又は当該根拠をもってしても請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法第92条に規定する「訂正請求に理由があると認められるとき」には該当しないと考えられる。

(7) 請求A、C、D、E及びGについて

請求A、C、D、E及びGについて、審査請求人が主張する訂正の理由は、「事実がない」「事実と異なる」といった趣旨のものにとどまり、具体的な根拠が示されていないため、これらの請求に係

る資料①及び資料②の記述が「事実でない」とは認められない。

なお、請求Aについては、審査請求人は、「面談内容を他の人に話すことや調査に使う事を知らされておらず、了承していない」という理由で、該当部分の削除又は黒塗りを求めており、この請求が事実を争うものであるかについては疑念があるものの、法第91条第1項に基づく訂正請求として受理されていることから、削除等を求める訂正請求と捉えて検討したものである。

(4) 請求Bについて

請求Bに係る資料②の記述は、本人の友人（以下「甲」という。）が、自己の認識に基づいて申し立てた内容を学校が記載したものであると認められる。審査請求人が請求Bの理由の根拠として提示した資料は、資料②のうち請求Bに係る箇所に記載された事案が発生する前日に、本人と甲が行事の会場への交通手段についてメッセージアプリ上でやり取りをした記録であるが、当審査会でこの記録の内容を確認したところ、両者が××するという約束が、甲の認識としては成立していたとしても不合理とはいえないと考えられる内容であった。

また、審査請求人は、請求の理由として「〇〇することは学校で話している」と主張しているが、審査請求人が当該事案についての根拠として提出した資料は上記メッセージアプリ上のやり取りの記録だけであり、そこには学校で話した内容は記録されていないことから、この記録は審査請求人の「(本人と甲は) 約束などしていない」という主張を裏付けるものとは認められない。

さらに、甲は、当該事案に対する自己の認識を学校に申し立て、学校はその申し立てをもとに資料②を作成したものであるところ、審査請求人が提示した資料は、甲が申し立てた内容と資料②に記載された内容が異なることについての証拠であると認めることもできない。

よって、請求Bに係る資料②の記述が「事実でない」とは認められない。

(5) 請求Fについて

資料②では、〇〇書に加えて、「〇〇のため〇〇してほしいとの旨の用紙が入っていた」と記載されているところ、実施機関は、本件処分を行うに当たり実施した事実確認のための調査で発見された明らかな誤りについて、別記3のとおり職権により訂正を行っている。よって、資料②の当該部分の記載が誤りであることについては争いがなく、請求Fに係る資料②の記述は「事実でない」と認められる。

以上より、本件訂正請求のうち、請求A、B、C、D、E及びGについては請求に係る資料①又は資料②の記述が「事実でない」とは認められないため、訂正請求に応じる義務があるとは認められない。

請求Fについては、審査請求人が訂正を求めている資料②の記述が「事実でない」と認められるため、訂正の義務の有無について、以下でさらに検討することとする。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲について

法第92条に規定される「利用目的の達成に必要な範囲内」とは、当該訂正請求に理由があると認められるときであっても、訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らし訂正の必要がない場合は、当該保有個人情報を訂正する義務が認められないという趣旨である。

(7) 実施機関の主張する本件保有個人情報の利用目的について

実施機関の主張によると、本件保有個人情報の利用目的は、「いじめの防止等対策推進委員会」の会議資料作成時点での学校の認識及び事案の要旨を記録し、会議の参考とするためということである。

実施機関の上記主張を踏まえ、当審査会において資料①及び資料②の内容を確認したところ、これらの内容は、当該いじめ事案についての資料作成時点の学校の認識であり、会議を行うに当たり必要な事項が記録されたものと認められる。

本件保有個人情報の利用目的が実施機関の主張のとおりであるとすると、当該委員会は既に閉会していることから、審査請求人が申し立てている内容に訂正することが、本件保有個人情報の利用目的の達成に必要なものであるとは認められない。

(4) 資料②の利用目的について（当審査会の評価）

実施機関は、本件処分と同日付けで、本件保有個人情報の一部について、別記3のとおり職権による訂正を行っている。実施機関の主張によると、職権で訂正した理由は、資料②は、「今後の第三者委員会等で使用する情報が掲載されている」ことから、正しく記載されている必要があるためということである。

実施機関は、本件保有個人情報の利用目的について上記(7)のように説明しているが、職権により資料②を訂正した事実及びその理由を踏まえると、本件処分時点における資料②の利用目的は、「いじめの防止等対策推進委員会」の会議を行うためということに加えて、これと相当の関連性を有すると

合理的に認められる範囲（法第 61 条第 3 項）として、事実関係を明確にするために「今後の第三者委員会等で使用する」ことも含まれていたと考えられる。

㊦) 本件保有個人情報の訂正の必要性について

資料②の利用目的が上記㊦)のとおりであるとした場合、本件訂正請求に対し、本件保有個人情報を訂正する義務があるかについて検討する。なお、上記ア及びイの検討により、請求 A、B、C、D、E 及び G については、実施機関が作成した情報が「事実でない」とは認められず、訂正請求に理由があるとは認められないため、ここでは、実施機関が作成した情報が「事実でない」と認められた請求 F についてのみ検討することとする。

個人情報保護委員会事務局が作成した「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（以下「事務対応ガイド」という。）によれば、「6-2-3 訂正・不訂正の審査（法第 92 条）」の（1）「訂正請求に理由があると認められない場合」の②において、「行政機関等による調査の結果、請求時に行政文書等に記録されていた保有個人情報の内容が事実と異なっていたが、訂正請求の内容も事実と異なることが判明した場合には、不訂正の決定を行い、必要に応じて職権で訂正を行う」旨が示されている。

審査請求人は、請求 F で、資料②中の「『〇〇のため〇〇してほしい』との旨の用紙が一緒に入っていた。」という記述について、「入っていない」ため削除を求める旨の訂正請求を行っている。これに対し、実施機関は、いじめの防止等対策推進委員会が終了していることを理由に、「当該資料に係る個人情報を削除・訂正等することは、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要なではない」として、訂正しない旨の決定をしたうえで、本件処分を行うに当たって実施した調査で発見された、資料②の記述の明らかな誤り（〇〇書に加えて「用紙」が入っていたのではなく、〇〇書に手書きのメッセージが記載されていた。）について、職権により訂正を行っている。この対応は、事務対応ガイドが示すように、資料②の記述は事実とは異なるが、審査請求人が求める記述の削除という訂正だけでは〇〇書に手書きのメッセージが記載されていたという事実が記録に残らないこととなり、第三者委員会等に向けて学校の当時の認識や本人又は審査請求人とのやり取りを真正な記録として残せないという認識のもと、不訂正の決定を行い、職権により必要な訂正を行ったものと理解できる。

上記㊦)で検討した資料②の利用目的からすれば、いじめの防止等対策推進委員会が終了していることから「当該保有個人情報の利用目的の達成に必要なではない」とする不訂正の理由については疑義があるものの、審査請求人が請求 F で単に記述の削除のみを求めていることを踏まえると、学校が作成した資料②と審査請求人が請求 F で求める訂正内容のいずれも正確かつ十分ではないとして職権により訂正を図るという実施機関の判断は首肯でき、請求 F について不訂正とした本件処分は結論において妥当といえる。

- ㉒) 以上より、本件訂正請求のうち、請求 A、B、C、D、E 及び G については、訂正請求に理由があるとは認められず、請求 F については、資料②に誤りがあるため訂正請求の理由は認められるものの、審査請求人の訂正請求に応じる義務があるとは認められない。

別記 1 本件保有個人情報

資料①	いじめの防止等対策推進委員会で使用された会議資料
資料②	資料①を作成するために作られた資料

別記 2 本件訂正対象情報等

文書	請求	実施機関が作成した文書の記述	記載内容の性質	請求内容	請求の理由（概要）
資料①	A	令和〇年〇月〇日〇〇にて〇〇教諭との面談内容	本人と特定教員との面談内容	削除 (審査請求の内容：黒塗り対応を求める。)	面談内容を他の人に話すことや調査に使う事を知らされておらず、了承していないため
資料②	B	「〇月〇日〇〇にて」部分	本人の友人が本人とした約束について教員に話した内容	約束の内容の訂正又は削除	〇〇することは学校で話しており、約束などしていないため

資料①	C	「→○月に担任：○○○から○○と報告」	教員が報告した内容	削除	報告を受けた事実がないため
資料②	D	「本当ですか？この子は○○ですから…」	本人の親が発言した内容	訂正 ⇒「(○○と思いますが)本当ですか。 (○○を○○とする)○○ですから。(本人も○○はわかっている)」	事実と異なるため
資料②	E	①「通知表や○○の日程等、取りに来て欲しいと依頼するが、○月○○日の面談時でよいとのことで来校せず」	特定教員と本人の親がしたやり取りの概要	通知表や“プリント類”を急ぎで確認するものがなければ三者面談時に受け取る事で合意→○○の日程が通知表には含まれていたことを忘れていたと三者面談時に謝罪を受けました	事実と異なるため
		②「○月○日(○)担任：○○教諭がこの件について○○に電話すると ・こんなことがあっては困る。○○になった。以後○○には参加させない。」		○月○日 夜 ○○より○○氏にTELの内容 追加○○の日程をもらっていないと何度言っても確認せず渡したの一点張り。確認しない○○が悪いと言われる。	
資料②	F	「○○のため○○してほしい」との旨の用紙と一緒に入っていた。	学校に提出された○○書及び添付資料についての記載	削除	入れておらず、事実と異なるため
資料②	G	いじめと訴えている。	本人の親の発言内容	削除	このことのみを指していじめと訴えた事実はないため

別記3 実施機関の職権による訂正の内容

関係する訂正請求	訂正前の記述	訂正後の記述
E	通知表や○○の日程等、取に来てほしいと依頼するが、○月○日の面談時でよいとのことで来校せず	通知表等を取りに来て欲しいと依頼する。書類には変更した○○の日程があったが、変更したことに気づいていなかった○○教諭は、至急保護者に渡さなければいけない書類が含まれていないと判断し、○月○日の面談で渡すことになった。
	○月○日(○)担任：○○教諭がこの件について母親に電話すると	○月○日(○)夜○○より担任：○○教諭に電話
F	(○○)以上を提出し、「○○のため○○してほしい」との旨の用紙と一緒に入っていた	(○○)以上を提出し○○書には手書きで「○○のため○○してほしい」旨の記載があった。
	○○は翌日からの実施変更であったために、～(後略)	○○は当日の午前中に実施すると変更になっていたために、～(後略)